

豊かな環境づくり地域活動支援事業実施要領

豊かな環境づくり長野地域会議

1 趣 旨

この要領は、地域において会員が実施する環境保全や環境教育の取組を支援する「豊かな環境づくり地域活動支援事業」の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

2 対象事業

支援の対象となる事業は、豊かな環境づくり長野地域会議の会員が実施する次に掲げる事業に該当するものとする。

- (1) 公園、道路等の清掃活動、植樹、植栽等の緑化活動、花いっぱい運動、その他環境美化に関する活動
- (2) 河川、湖沼の浄化活動
- (3) 外来生物駆除活動
- (4) 自然保護、保全活動
- (5) 環境教育に関する活動
- (6) 優良な省エネルギー技術を活用した取組等の地球温暖化防止活動
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか環境保護・保全に関する活動
- (8) (1)から(7)までに掲げる活動に関する思想、知識の普及、啓発活動

3 対象事業の募集

事業の実施を希望する地域会議会員は「豊かな環境づくり地域活動支援事業申請書（様式第1号）」により長野地域会議あて申請書を提出する。

4 対象事業の選定

対象事業の選定については、前号により申請のあった事業の中から、当該年度の予算の範囲内で決定するものとする。

5 交付金の交付

前項の規定により選定した事業に対して、その実施に要する経費について交付金を交付するものとする。

ただし、原則として、一の事業に係る交付金の上限額は1万円とする。

6 交付金の対象経費

2の対象事業に係る経費のうち以下の各号に該当する経費を除いた額を対象とする。

- (1) 人件費
- (2) 飲食費（湯茶、菓子代などを含む）

7 実施結果の報告

事業を実施した者は、「豊かな環境づくり地域活動支援事業実施結果報告書（様式第2号）」により、その結果を速やかに地域会議へ報告するものとする。

8 交付金の支払

事業を実施した者が交付金の交付を受けようとするときは、事業実施後「豊かな環境づくり地域活動支援事業交付金交付請求書（様式第3号）」を地域会議へ提出するものとする。

9 その他

交付決定前の事業着手は可能とする。

附 則

この要領は令和5年6月5日から施行する。